

香港会社の合併に関する論点

ーグループストラクチャー合理化の効果的な手段

合併 (amalgamation または merger) とは、2つ以上の会社の資産、権利、特権、負債、および債務を、1つの存続会社に統合する法的手続のことを指します。合併手続が完了すると、合併の対象会社は別々の企業として存在しなくなり、存続会社だけが存続することとなります。

香港会社の合併は、会社条例 (the Companies Ordinance、第622章) の下で、裁判所の認可を必要としない合併手続を利用することにより、費用対効果が高く、かつ簡便な方法で実施することができます。そのため、裁判所の認可を必要としない合併は、企業グループが香港でのグループストラクチャーやビジネスを合理化する際の一般的な手段として利用されています。

(以下、本稿で特に断りのない場合は、「合併」は裁判所の認可のない合併を指します。)

合併の種類

香港では、裁判所の認可を必要としない合併手続は以下の2種類があります。

1. 水平合併 (horizontal amalgamation) :
同一の親会社の2社以上の100%子会社同士の合併

2. 垂直合併 (vertical amalgamation) :
親会社と100%子会社 (1社または複数社) との合併

水平合併・垂直合併の実施にあたっては、会社条例下の関連する要件と手続を遵守する必要があります。合併する会社は全て香港で設立された有限会社でなければならないとされている点は留意が必要です。

合併後、合併の対象会社のうち存続会社1社以外の全ての会社の株式は、消却されます。
(現金またはその他の対価の支払は必要ありません)

合併の要件と手続

会社条例は、合併の要件と手続を規定しています。主なものとしては、対象となる合併に関する取締役会決議、支払能力を確認するための支払能力証明書の作成、合併会社の資産が浮動担保 (**floating charge**) および同等の保証 (**security**) の対象となっていないこと (または、浮動担保および同等の保証が存在する場合は、その担保権者が当該合併提案に同意していること)、新聞での公告、有担保債権者への通知、特別決議、香港会社登記局 (**The Hong Kong Companies Registry**) への所定の書式と関連書類の提出などが含まれます。全ての要件と手続が合法に行われている場合には、香港会社登記局は、合併の効力発生日として日付を記載した合併証明書 (**certificate of amalgamation**) を発行します。

会社条例下での合併の法定手続は、通常約5～10週間で完了しますが、個々の案件の複雑さによっては、より多くの時間を要する場合があります。



会社条例下で合併を実施しようとする会社の取締役は、支払能力証明書 (**the solvency statement**) を発行する必要があります。取締役が支払能力証明書で表明した意見や事実が合理的な根拠がないとされた場合には刑事上の責任を問われる可能性があることから、支払能力証明書の要件には、特に留意する必要があります。

取締役は、合併対象会社の財務状況について慎重かつ十分に理解したうえで、支払能力証明書を発行しなければなりません。このことから、取締役は合併直前のタイミングでの財務諸表を作成し監査を受けることや、合併対象会社の事業内容を調査し、財務諸表に反映されていない可能性のある支払能力に関する問題を正確に評価することが望まれます。



その他、合併にあたり検討すべき重要事項

企業グループは、裁判所の認可を必要としない合併手続を利用することで、裁判所の関与なしに自社のグループストラクチャーの合理化を費用対効果の高い方法で実施することができますが、実施にあたり注意すべき点や考慮すべき点があります。

様々な業種のクライアントの数多くの垂直合併・水平合併を支援してきたSF Lawyersの経験に基づく、合併実行前に考慮すべき重要な点は以下の通りです。

◆ 合併対象会社の既存の契約（ローン契約やリース契約など）を見直し、債務不履行の発生可能性、および合併に関する何らかの制限や条件の有無を確認する。

◆ 合併対象会社の既存の資産、ライセンス、不動産の状況を確認し、合併前または合併後に、登録、通知またはその他の措置が必要であることを確認する。

◆ 合併対象会社が他国にある事業体の持分を保有している場合、海外に事務所、不動産、事業を持っている場合、および、水平合併の場合で合併対象会社の親会社が香港企業ではない、もしくはその他の国の要素が絡んでいる場合には、当該合併が関連する国・地域（jurisdiction）の下で実行可能かどうか、および追加のアクションが必要かどうかについて、外国弁護士に相談し、アドバイスを求める。

◆ 香港税務局（the Inland Revenue Department）への必要な通知、最終の事業所得税申告書の提出、関連する税務処理の検討、合併会社の財務諸表を作成方法および合併を考慮した会計項目の表示方法の検討など、合併に関する税務・会計上の影響を検討する。

◆ 合併に関する取引先や銀行との連絡、必要な対応を実施する。

また、株主、債権者、その他合併対象会社が債務を負っている者（総称して「関連者」という）は、合併の効力発生前に、裁判所に合併への異議申立を行うことができます。裁判所が、合併が関連者に不当な不利益を与えると判断した場合、裁判所は当該合併案を認可しないことや、修正やその他適切と判断する命令を下すことができます。

上述のように、企業は、合併の実施にあたって、戦略、業務、法令遵守、リスク管理、税務、会計の観点から様々な問題を検討する必要があります。したがって、想定しないコストの発生や遅延リスクを軽減し、スムーズに合併を実施するための慎重な計画の策定が求められます。



© 2022 SF Lawyers, a Hong Kong (SAR) law firm which provides legal services in association with KPMG Law. They are separate legal entities. Neither SF Lawyers nor KPMG Law has any control over, or acts as an agent of, or assumes any liability for the acts or omissions of, the other. Both SF Lawyers and KPMG Law are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.



© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, and KPMG, a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.

The names SF Lawyers, KPMG Law and KPMG and their respective logos are registered trademarks.

SF Lawyersの提供するサービス

SF Lawyersでは、香港での合併の実施と法的アドバイスの提供はもとより、KPMGの会計・税務・アドバイザリー分野の幅広いネットワークの各専門家と連携し、クライアントの合併から生じる課題への対応を支援しています。また、合併対象会社が香港以外で事業を行っている場合には、KPMGのグローバル・リーガル・サービス・ネットワーク（世界の80以上の司法管轄区域をカバー）のメンバーと連携して、合併の海外での法的影響に関する助言を提供することができます。

SF Lawyersは、クライアントのニーズに合わせた包括的で実践的な、テーラーメイドのサービスを提供しております。サポートが必要な場合には、ぜひ弊所メンバーまでお問合せください。

お問合せ先



Shirley Fu

Partner
SF Lawyers

+852 2685 7828
shirley.fu@kpmglegal.com.cn



Rachel Kan

Senior Associate
SF Lawyers

+852 2833 1688
rachel.kan@kpmglegal.com.cn

日本語でのお問合せ先



Yoshida Keigo 吉田 圭吾

Director, Markets,
Global Japanese Practice
KPMG China

+852 2685 7603
keigo.yoshida@kpmg.com



Booku Kanami 坊奥 香奈美

Paralegal
SF Lawyers

+852 2143 8703
kanami.booku@kpmglegal.com.cn

ここに記載されている情報は、特定のテーマに関して一般的な内容を提供することを目的としたものであり、正式な法的アドバイスではありません。より詳細な内容の提供やサポートが必要な場合には、上記問合せ先までご連絡ください。



www.kpmglegal.com.cn



kpmg.com/cn



© 2022 SF Lawyers, a Hong Kong (SAR) law firm which provides legal services in association with KPMG Law. They are separate legal entities. Neither SF Lawyers nor KPMG Law has any control over, or acts as an agent of, or assumes any liability for the acts or omissions of, the other. Both SF Lawyers and KPMG Law are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.



© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, and KPMG, a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.

The names SF Lawyers, KPMG Law and KPMG and their respective logos are registered trademarks.